

第三十五号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 台東区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 二十四万八千八百三十六円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 八万三千四百七十三円

債権発生日 令和元年七月十八日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第一百五十九条

(二) 債権イ 債権の額 七万三千四百七十三円

債権発生日 令和元年七月十八日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

(三) 債権ウ 債権の額 五万六千円

債権発生日 令和二年一月三十日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四

号）第六十三条

(四) 債権エ

債権の額 三万五千八百九十円

債権発生日 令和三年二月十六日

債権発生理由 地方自治法施行令第百五十九条

三 放棄する理由

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和五年七月十九日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。